



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

号外第9号 令和3年3月1日発行

目 次

【告示】

番 号

表

題

担当課名

130

令和3年度前期技能検定を実施する件

産業人材育成
センター

徳島県告示第百三十号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項及び第四十六条第二項の規定により、令和三年度前期技能検
定を次のとおり実施する。

令和三年三月一日

一 職種、等級、期日、場所及び手数料の額

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

職 種	等 級	期 日		場 所	手 数 料 の 額	
		学 科	実 技		学 科	実 技
園芸装飾、造園、機械加工（普通旋盤及びフライス盤に限る。）、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、塗装、フラワー装飾	三級	令和三年七月十一日（日曜日）	令和三年六月七日（月曜日）から同年九月十二日（日曜日）までの間において徳島県職業能力開発協会が別に指定する場所	三千百円	一級、二級、三級（高等学校等の在校生が受ける場合を除く。）及び単一等級機械検査及び婦人子供服製造 一万五千円（三十五歳未満の者が二級又は三級を受ける場合にあつては、六千円） その他の職種 一万八千二百円（三十五歳未満の者が二級又は三級を受ける場合にあつては、九千二百円）	
造園、金属熱処理、金属プレス加工、プラスチック成形（真空成形に限る。）、とび、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事及びFRP防水工事に限る。）、塗装（木工塗装、建築塗装及び金属塗装に限る。）	一級及び二級	令和三年八月二十二日（日曜日）	令和三年六月七日（月曜日）から同年九月十二日（日曜日）までの間において徳島県職業能力開発協会が別に指定する日			
金属熱処理	三級					
機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤及びマシニングセンタに限る。）、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及び化粧フィルム工事に限る。）	一級及び二級	令和三年八月二十九日（日曜日）			三級（高等学校等の在校生が受ける場合に限る。） 全職種 四千四百円（三十五歳未満の者が受ける場合にあつては、二千九百円）	

園芸装飾、放電加工、建築板金、仕上げ、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに限る。）、タイル張り、熱絶縁施工（保温保冷工事に限る。）、表装（壁装に限る。）、フラワー装飾	一級及び二級 令和三年九月五日（日曜日）
枠組壁建築、塗料調色	単一等

二 受検申請書の提出期間

令和三年四月五日（月曜日）から同月十六日（金曜日）まで。ただし、郵送による場合は、同月十六日までの消印があれば受け付ける。この場合においては、書留郵便によるものとし、「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

三 受検申請書の提出先

徳島市新浜町一丁目一番七号 徳島県職業能力開発協会

四 受検申請書の用紙等の配布

受検申請書の用紙及び受検案内は、徳島県職業能力開発協会に配布する。ただし、郵送による場合は、「技能検定受検申請書請求」と朱書きし、宛先を明記し、百四十円に相当する額の切手を貼った返信用封筒（A列四番サイズ以上）を同封すること。

五 その他

この検定の詳細については、受検案内を参照するほか、徳島県産業人材育成センター（電話〇八八 六二一 一三五〇）又は徳島県職業能力開発協会（電話〇八八 六六三 一三一六）に問い合わせること。